

概要

- **日程・場所**：2024年10月30日（水）～31日（木）（於：ブラジル・リオデジャネイロ）
- **参加国・機関**：G20、招待国（スペイン、ノルウェー、シンガポール、スイス等）、国際機関（WHO、FAO、UNEP、OECD等）

※我が国からは、迫井医務技監が出席。

● **主な成果**：

- ・「**強靱な保健システム**」を包括的なテーマとし、優先課題①～④について**G20保健大臣宣言**をとりまとめた。

※優先課題…① パンデミックへの予防・備え・対応（PPR）の強化
② 健康における公平性
③ デジタルヘルス
④ 気候変動と健康

- ・また、ワンヘルス、気候変動等に関するハイレベルイベントを開催し、**「気候変動、健康及び公平性並びにワンヘルスに関するG20保健大臣宣言」**をとりまとめた。
- ・併せて、財務・保健連携の観点から**G20財務大臣・保健大臣合同会合**が開催され、我が国からは迫井医務技監に加え、三村財務官（財務省）がオンライン出席。

G20保健大臣宣言の概要

□ **前文**

- ・ G20保健大臣は、健康格差の縮小と対処、持続可能な開発目標、特にSDGの目標3の達成、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を視野に入れ、持続可能で強靱な保健システムを構築するという我々のコミットメントを強化する。
- ・ 今後1～2年の間に、基礎的な保健サービスと保健システムをパンデミック前の水準よりも改善し、脆弱な状況、低中所得国等を含むすべての人々に対して、プライマリー・ヘルスケアを通じて質の高い保健サービスへのアクセスを拡大する。
- ・ 特に脆弱な状況や低中所得国等の人々の気候変動が健康に及ぼす実質的かつ不均衡な影響を認識し、気候変動の影響に適応し緩和するために、より気候に強靱で低炭素で持続可能な保健システムの必要性を認識する。
- ・ 第77回世界保健総会において国際保健規則（IHR）の改正案が成功裏に採択されたことを歓迎し、立法化と実施における各国の主権を認識しつつ、IHRの完全な実施に対する強い支持を改めて表明する。
- ・ UHCの達成に向けた各国主導の優先事項や道筋と資源動員の取組を整合させることが極めて重要であるとともに、UHCの達成に向けて各国を支援する必要性に留意する。
- ・ 現在のエムボックスの発生の文脈において、我々は、この事態、他の新興及び再興の公衆衛生上の緊急事態に対処するための世界的な調整の重要性を強調し、そのために協力することにコミットする。

G20保健大臣宣言の概要（続き）

□ 第1章：地方及び地域における製造、イノベーション及び公平なアクセスのためのグローバル連合

- ・ 顧みられない疾病に対するワクチン、治療薬、診断薬、その他の保健技術へのアクセスを促進するため、自発的な協力を中心とする「地方及び地域における製造、イノベーション及び公平なアクセスのためのグローバル連合」の設立を歓迎する。
- ・ 安全で手頃な価格の高品質で効果的な医療製品と技術への適時で公平なアクセスを促進するために、官民パートナーシップ、知識の共有、自発的かつ相互に合意された条件に基づいた技術移転の重要性を強調する。

□ 第2章：デジタルヘルス

- ・ 質が高く手頃な保健サービスへの公平なアクセスを達成し持続可能な開発目標を進めるためにデジタルヘルスは潜在的な能力があることを認識するとともに、医療サービスの提供と公衆衛生の意思決定に役立つものとすべきである。
- ・ 人工知能（AI）の最近の進歩が、医療サービス及び健康成果を改善する重要な機会を提供し、また、デジタルヘルスを可能にする環境に対応する適切な投資を行うことで、健康の公平性を促進するための重要な機会を提供していることを認識する。

□ 第3章：保健医療人材

- ・ 保健サービス等の提供に係る強靱で持続可能かつ効果的な保健システムを構築するために十分に訓練され熟練した保健医療人材が重要な役割を果たすことを認識する。

□ 第4章：新型コロナウイルス感染症の罹患後症状

- ・ 国家間の情報と経験の共有、及び科学研究とイノベーションへの持続的な資金提供を奨励し、WHO等の関係機関と協力しながら、国際協力を促進し、研究と協力の世界的なネットワークを促進することを決意する。

「気候変動、健康及び公平性並びにワンヘルスに関するG20保健大臣宣言」の概要

□ 前文

- ・ G20保健大臣は、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進し持続可能な開発目標を達成するため、気候変動によってもたらされる健康危機と課題を世界的、地域的、国家的規模で取り組む緊急の必要性と人間、動物、植物、環境の健康との間の相互関係を認識し、それらを全ての関連する政策に統合する「ワンヘルス」アプローチを実施する必要性を強調する。
- ・ 気候関連疾病の予防、治療及びコントロールに対するものを含む、気候変動の悪影響に対する我々の相互及び多部門の対応の基礎として、全ての保健システムの気候強靱性を強化する。

□ 第1章：気候変動による健康への影響を低減するための対策

- ・ 保健及び気候変動に関する活動のための公的機関、民間、二国間及び多国間、並びに代替資金源からの効果的かつ効率的な投資を奨励する。

□ 第2章：薬剤耐性（AMR）を含むワンヘルス対策

- ・ 保健医療に関する研究開発及び官民や科学コミュニティ等との間のより強力な透明性のあるパートナーシップを奨励し、促進する。
- ・ ワンヘルス・アプローチに基づき、AMRサーベイランスシステムを強化し、責任ある適時の診断と抗菌薬の適正使用を促進する。
- ・ 抗菌薬の適正使用、水と衛生（WASH）及び感染予防管理（IPC）措置の強化、必須抗菌薬等への公平なアクセスを促進することにより、既存の抗菌薬の持続的かつ信頼性の高い供給及び持続可能な生産のために努力する。